もしもに備えて耐震診断・耐震改修！

応援します！地震に強い住まいづくり

市では平成20年3月に耐震改修促進計画を策定し、平成27年までに市内にある建物の耐震化率を9割とする目標を掲げています。

この取り組みとして相談会や耐震診断費補助事業などを行っています。

大切な家族の命や財産を守るために、住まいの耐震化について考えてみましょう。

問・申込先　都市計画課宅地建築班　☎（93）5148

住宅耐震相談会

市が委嘱した相談員が各地区の集会所や公共施設へ出向き、住宅の耐震性について個別の相談にお答えします。

平成27年度は、次の日程表のとおり実施します。

なお、予約方法は、「広報とみさと5月1日号」から開催月ごとに掲載します。

■平成27年度住宅耐震相談会日程表

日　程	会　場
5月17日（日）	北部コミュニティセンター
6月14日（日）	南平台自治会館
7月12日（日）	東立沢自治会館
9月13日（日）	中部ふれあいセンター
10月18日（日）	中央公民館
11月15日（日）	三区公民館

■**費用**　無料

■**申込み**　開催月の1日の午前8時30分から電話で予約（1日が土・日曜日のときは、翌開庁日）

木造住宅耐震診断費補助事業

自分の住んでいる住宅が地震に対してどのくらいの安全性があるのかを診断し、その費用の一部を補助します。

■**対象**

次の要件を全て満たす住宅

○市内に自らが所有し、居住している

○一戸建ての住宅または併用住宅

○地上階数が2以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上

○昭和56年5月31日以前に木造在来工法により着工されている

■**補助率**

3分の2（上限額8万円）

■**受付期間**

5月1日（金）～12月25日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※耐震診断業務契約前に申請してください。

木造住宅耐震改修費補助事業

耐震改修工事に係る費用の一部を補助します。

■**対象**

次の要件を全て満たすもの

▼**対象者**

○木造住宅を所有し、居住している

○過去に補助金の交付を受けていない

○市税を完納している

▼**対象住宅**

○市内に自らが所有し、居住している

○市内の一戸建ての住宅または併用住宅

○地上階数が2以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上

○昭和56年5月31日以前に木造在来工法により着工されている

■**補助率**

3分の1（上限額50万円）

■**受付期間**

5月1日（金）～10月30日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※耐震改修業務契約前に申請してください。

住宅リフォーム補助事業

住宅環境の整備と市内産業の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を補助します。

■**対象**

次の要件を全て満たすもの

▼**対象者**

○市に住民登録し、個人住宅または併用住宅を自ら所有し、居住している

○建築後、1年以上経過している

○市税を完納している

▼**補助対象工事**

○市内に本店を有する法人、または住所のある個人事業主が行うリフォーム工事で、工事費が20万円（消費税を除く）以上であるもの

○住宅の床面積を増加させずに住宅機能の維持・向上のために行う修繕、改築、模様替え工事であるもの

■**補助金額**

10分の1（上限額10万円）

※併用住宅は、個人住宅部分が補助対象

■**受付期間**

5月1日（金）～10月30日（金）

※予算額に達した時点で終了します。

※リフォーム工事契約前に申請してください。

■**その他**

○補助は、一住宅につき1回限りです。

○施工箇所が重複しなければ、木造住宅耐震改修費補助金との併用も可能です。

問・申込先　都市計画課宅地建築班　☎（93）5148

パブリックコメント募集　富里市耐震改修促進計画（案）

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正と施行に伴い、「富里市耐震改修促進計画」の修正を進めています。

今回、案を作成しましたので、市民の皆さんに公表し、意見の募集を行います。

■**閲覧期間**

4月1日（水）～20日（月）

午前9時～午後5時

（土・日曜日を除く）

■**閲覧場所**

○都市計画課窓口

○市ホームページ

■**意見書の提出**

4月20日（月）までに意見書（様式自由）に住所、氏名、必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出

○都市計画課窓口に直接持参

○FAX

○電子メール

○郵送（20日消印有効）

■**その他**

提出された意見を考慮し、最終的な意思決定を行います。提出された意見と、これに対する市の考え方を公表します。提出された意見を考慮し、案を修正したときも、内容と理由を公表します。なお、意見に対する個別の回答はできません。

問・提出先　都市計画課宅地建築班

☎（93）5148

FAX（93）5153

✉toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp

〒286-0292（住所不要）

都市計画公園の変更　素案の縦覧と公聴会の開催

葉山公園（成田都市計画公園）の位置の変更について素案を作成しましたので、素案の縦覧と公聴会を開催します。

素案の縦覧・公述の申出

素案は都市整備課窓口で縦覧できます。

また、市内在住者または利害関係者に限り、申出により公聴会で意見を述べることができます。申出が多数の場合は、要旨などをふまえ選定し、結果を通知します。

■**縦覧・公述申出期間**

4月3日（金）～17日（金）

午前9時～午後5時

（土・日曜日を除く）

■**申出方法**

公述申出書（※）に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出

○都市整備課窓口に直接持参

○郵送（17日消印有効）

※都市整備課窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

公聴会の開催

公述の申出がない場合は開催しません。傍聴を希望する人は、開催の有無を電話で確認してから来場してください。

■**日時**　5月10日（日）午後1時30分～

■**場所**

中央公民館2階研修室

※来場者多数の場合は入場を制限することがあります。

問・提出先　都市整備課公園緑地班

☎（93）5347

〒286-0292（住所不要）

市民課一部証明の休日交付

毎月第2・4日曜日に市民課で扱う一部証明を交付しています。

■**日時**

4月12日（日）、26日（日）

午前8時30分～午後5時15分

■**場所**　市役所夜間受付

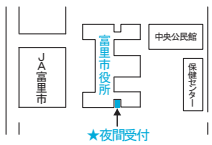

■**取り扱う証明**

○住民票の写し

○印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要）

※住民票の写しは、本人及び世帯員以外の人には交付できません。申請には運転免許証などの本人確認が必要です。

問市民課市民班　☎（93）4086

市税休日納付相談

■**日時**　4月19日（日）午前9時～午後4時

■**場所**　納税課（出入り口は市役所夜間受付になります。）

■**納付相談などの対象**

○市・県民税

○固定・都市計画税

○軽自動車税

○国民健康保険税

問い合わせ先

●納税課納税班　☎（93）0433

●国保年金課国保税班　☎（93）4084